

# 白岡市議会議員及び白岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布され、議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を見直す必要が生じたため、本条例を改正するものである。

## 2 改正の概要

### (1) 第4条第2号関係（選挙運動用自動車の使用の公営）

議会議員及び長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額を次のとおり引き上げる。

#### 【自動車の借入れ】

区分	改正単価	現行単価
1日当たり	16,100円	15,800円

#### 【燃料費】

区分	改正単価	現行単価
1日当たり	7,700円	7,560円

### (2) 第9条及び第10条関係（選挙運動用ビラの作成の公営）

議会議員及び長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を次のとおり引き上げる。

区分	改正単価	現行単価
1枚当たり	7円73銭	7円51銭

### (3) 第13条関係（選挙運動用ポスターの作成の公営）

議会議員及び長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を次のとおり引き上げる。

#### 【印刷費】

区分	改正単価	現行単価
1枚当たり	541円31銭	525円6銭

【企画費】

改正単価	現行単価
316,250円	310,500円

3 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 適用区分

改正後の白岡市議会議員及び白岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。